八五・四四			電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメル又は酸化被膜処理をした線を含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものとし、電気導体を組み込んであるかないかを問わない。）並びに接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・四五			炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の炭素の製品で黒鉛その他の炭素を取り付けてあるかないかを問わないもの（電気的用途に供するものに限るものとし、金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・四六			がい子（材料を問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・四七			電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・四八			一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	
	八五四八・一〇		一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	ＷＯ
	八五四八・九〇		その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				
八六			第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七			第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
八七・〇一			トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	ＲＶＣ四〇
八七・〇二			一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	ＲＶＣ四〇
八七・〇三			乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	ＲＶＣ四〇
八七・〇四			貨物自動車	ＲＶＣ四〇
八七・〇五			特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	
八七〇五・一〇			クレーン車	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七〇五・二〇			せん孔デリック車	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七〇五・三〇			消防車	ＲＶＣ四〇
八七〇五・四〇			コンクリートミキサー車	ＲＶＣ四〇
八七〇五・九〇			その他のもの	ＲＶＣ四〇
八七〇六・〇〇			原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＲＶＣ四〇
八七・〇六			車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＲＶＣ四〇
八七・〇七			部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七・〇八			自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用するものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七・一〇	八七一〇・〇〇		戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	ＲＶＣ四〇
八七・一一			モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車、サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	ＲＶＣ四〇
八七・一二	八七一二・〇〇		自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七・一三			身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七・一四			部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	
	八七一四・一〇		モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・二〇		身体障害者用又は病人用の車両のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			その他のもの	
	八七一四・九一		フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・九二		リム及びスポーク	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・九三		ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・九四		ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・九五		サドル	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・九六		ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
	八七一四・九九		その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
八七・一五	八七一五・〇〇		乳母車及びその部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八七・一六			トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八八			第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八九			第八九類　船舶及び浮き構造物	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品				
九〇			第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
九〇・〇一			光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九〇・〇二			レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇